

# 羽田エアポートガーデン駐車場 管理規程

住友不動産商業マネジメント株式会社

2020年4月1日制定

## 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 駐車場の名称等
- 第3条 規約の承認
- 第4条 供用時間
- 第5条 供用休止
- 第6条 駐車可能車両

## 第2章 利用

- 第7条 駐車場の出入等
- 第8条 駐車場内の通行
- 第9条 駐車拒否
- 第10条 禁止行為、退去等
- 第11条 出車拒否
- 第12条 出車申請
- 第13条 事故の届出、応急措置

## 第3章 駐車料金

- 第14条 駐車時間
- 第15条 駐車料金
- 第16条 駐車料金の徴収猶予
- 第17条 不正利用に対する割増金

## 第4章 保管及び損害賠償

- 第18条 損害賠償
- 第19条 免責
- 第20条 引取りの請求
- 第21条 車両の調査
- 第22条 車両の移動
- 第23条 車両の処分

## 第5章 附則

- 第24条 規程の改定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、住友不動産商業マネジメント株式会社（以下「管理者」という。）が運営する羽田エアポートガーデン駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (規約の承認)

第3条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、本規程を承認のうえ利用するものとし、本規程に反する利用をしてはならない。

### (供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は24時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は供用時間を変更することがある。

### (供用休止)

第5条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部または一部について供用を休止し、車路の通行止めを行い、駐車位置を変更または駐車車両の退避を要請することができる。

- (1) 天災、地変による災害、火災、浸水、爆発、施設または器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、または発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められるとき。
- (3) 工事、清掃、法定年次点検等必要があると認められるとき。
- (4) 国土交通省当局より供用休止を命ぜられたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

### (駐車可能車両)

第6条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第2に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）とする。

なお、利用者は、自らの責任において、駐車場に駐車することができる車両か否かを確認するものとする。

## 第2章 利用

(駐車場の出入等)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場入口ゲートにおいて駐車券の交付を受けること。
- (2) 管理者が指示し、または誘導する位置に駐車すること。
- (3) 駐車料金の支払いを出口ゲートの精算機または事前精算機において駐車券をもって行うこと。この場合において、領収書の交付は精算機にて行うものとする。
- (4) 事前精算機において支払いをした後、20分を経過した場合は、第14条2項に定める時間に応じた駐車料金を出口ゲートにて支払うこと。
- (5) 管理者が駐車券の提示を求めたときは、これに応じること。

2 管理者は、管理上必要がある場合は、駐車場の出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は駐車場内の車両通行については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、時速8kmを超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 標識、標示、信号機または管理者の指示に従うこと。
- (5) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (6) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(駐車拒否)

第9条 管理者は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとする。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、または取付けているとき並びにこれらのおそれがあるとき。
- (2) 放送、宣伝設備を積載し、または取付けているとき。
- (3) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物またはその取付物を滅失、毀損、または汚損するおそれがあるとき。
- (4) 著しい騒音や排気ガスもしくは臭気を発生するとき、または発するおそれのあるとき。
- (5) 非衛生的なものを積載もしくは取付けているとき、または液汁を出し、もしくは

は積載物をこぼすおそれのあるとき。

(6) 運転者が酒気を帯び、または無謀な運転をするおそれがあるとき。

(7) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。

(8) その他駐車場の管理上、特に支障があるとき。

2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(禁止行為、退去等)

第10条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用すること。

(2) 物を放置し、または所定の容器以外に物を捨てること。

(3) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。

(4) 管理者が設置した駐車位置以外に駐車すること。

(5) 宿泊すること。

(6) 駐車券等貴重品を車内に置き去りにすること。

(7) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、倉庫、その他立入禁止場所等にみだりに立ち入ること。

(8) 出入庫時以外に原動機をみだりに作動させること。

(9) 駐車場の施設、器物または車両を滅失、毀損または汚損をするおそれのある行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理者の義務、または他の利用者の妨げとなる行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。

3 駐車場内において、管理者の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない

(1) 車両に燃料を補充し、または車両から燃料を抜き出すこと。

(2) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。

(3) 営業行為、演説、宣伝、募金、および署名運動を行うこと。

(4) 車両の預かり、受け渡し等の行為を行うこと。

(5) 文書の配布、掲示等を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、に駐車する目的以外に駐車場を利用すること。

(出車拒否)

第11条 管理者は、出車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、出車を拒否できる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

- (2) 利用者が出車時に所定額の駐車料金を納付しないとき。
- (3) 第13条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(出車申請)

第12条 管理者は、利用者から駐車券を紛失し、または滅失した旨の申出があったときは、盗難防止のため、利用者に車検証、運転免許証を掲示させ、出車申請書を提出させるものとし、当該申請が適正であると管理者が承認したときに限り、前条第1号の規定にかかわらず出車させるものとする。この場合においては、出車申請書に記載された入車時刻から出車時刻までの時間を駐車時間とみなす。

(事故の届出、応急措置)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、管理者に届出なければならない。

- (1) 駐車場において事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設、器物または車両を滅失、毀損または汚損したとき。
- (3) 車両に異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において、事故はまたは犯罪行為を発見したとき。
  - 2 管理者は、前項の届出があったとき、または前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとする。
  - 3 利用者は、前項の規定により管理者のとり措置に協力するものとする。

### 第3章 駐 車 料 金

(駐車時間)

第14条 駐車時間は、入車日時より出車日時までの時間とする。ただし、事前精算機において支払いをした場合は、その支払い日時までとする。

- 2 事前精算機において支払いをした後、20分を経過した場合は、事前精算機での支払い日時から駐車場出車日時までを新たな駐車時間とする。
- 3 事前に届出のあった場合を除き、同一の車両を引き続き30日を超えて駐車してはならない。

(駐車料金)

第15条 駐車料金は、別表第3に掲げる通りとする。

- 2 管理者は、特に必要と認めた場合、駐車料金を割引、または無償とすることができる。
- 3 管理者は、特に必要と認めた場合、定期利用をするものに対し車両を特定して定

期駐車券等を発行することができる。この場合、駐車料金等は別途規約等に定めるものとする。

(駐車料金の徴収猶予)

第16条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第11条(2)の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出車させることができる。

(不正利用に対する割増金)

第17条 管理者は、利用者が不正な方法により所定額の駐車料金の全部または一部の支払いを免れたときは、駐車料金及び免れた金額の2倍に相当する割増金を徴収することができる。

#### 第4章 保管及び損害賠償

(損害賠償)

第18条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

2 利用者は、管理者が損害を受けた結果、駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含め損害を賠償しなければならない。

3 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

(免責)

第19条 管理者は、次の各号に掲げる事項について一切の責任を負わないものとする。

(1) 管理者の責めに帰さない事由による車両の滅失または損傷、盗難等の損害。

(2) 車両の取付物に関する損害。

(3) 天災地変・自然災害、その他不可抗力による損害。

(4) 利用者が他の利用者もしくは第三者の行為または駐車場内の車両もしくはその付属物もしくは積載物に起因して被った損害。

(5) 機器の故障処理や交通事情等により生じる利用者の待ち時間や機会損失等の損害。

(引取りの請求)

第20条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第14条に規定する期間を超えて

車両を駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対する通知または駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときまたは管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知または駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議または請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがされないときは、管理者は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができる。
- 4 管理者は第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

#### （車両の調査）

第21条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができる。

#### （車両の移動）

第22条 管理者は第20条1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

#### （車両の処分）

第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、または管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対する通知または駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者には通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、破棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者には通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、引取

りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、破棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知しまたは駐車場において掲示するものとする。
- 3 管理者は第1項の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車場料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

## 第5章 附則

(規程の改定)

第24条 利用者は、管理者の判断で本規程の内容が改定される場合があることを予め承諾する。

- 2 管理者は、本規程を改定した場合、利用者に対して改定後の新たな規程の内容を適当な方法で告知するものとし、以後、利用者は新たな規程に従うものとする。

別表第1（第2条）駐車場の名称等

名称	羽田エアポートガーデン駐車場
管理者の名称	住友不動産商業マネジメント株式会社
管理者の所在地	東京都大田区羽田二丁目7番1号
代表者の氏名	半澤 謙二

別表第2（第6条）駐車可能車両

駐車区分	内容
普通自動車	幅 2.1m以内（車室幅 2.5m） 長さ 5.5m以内 高さ 2.3m以内

別表第3（第15条）駐車料金

（税込）

車両区分	時間	通常期	多客期
普通自動車	一般料金		
	1) 入場から1時間毎	300円	500円
	2) 24時間毎の最大料金	なし	なし
	※ホテル宿泊者割引		
	1) 入場から1時間毎	300円	500円
	2) 24時間毎の最大料金		
	72時間まで	2,100円	3,500円
	72時間経過以降	1,500円	2,500円
自動二輪車	一般料金		
	1) 入場から1時間毎	100円	100円
	2) 24時間毎の最大料金	700円	700円

※ホテル宿泊者割引は、ヴィラフォンテーヌプレミア羽田空港、及びヴィラフォンテーヌグランド羽田空港の宿泊者を対象とし、宿泊日を含む連続駐車時間の割引を適用する。

※多客期の適用時期は、管理者のホームページにて告知する。

※通常期と多客期を跨いで駐車する場合、期間を跨ぐまでの駐車料金に加え、期間を跨いだ時点を起点として新たに駐車時間を計算し、駐車料金が加算される。